

入国管理今昔

～在留資格「4-1-4」「4-1-6」「4-1-16-1」～

平成25年11月16日

行政書士 林 幹

“4-1-4” “4-1-6” “4-1-16-1” これらが何を意味しているかご存知でしょうか。実は、平成元年改正入管法（平成元年12月15日公布、平成2年6月1日施行）によって、各在留資格の名称が定められるまでは、現行法のように「投資・経営」「日本人の配偶者等」などの名称は各在留資格に付されていなかった。そのため、平成元年の入管法改正前は、各在留資格を規定している条文にしたがって、このような番号で各在留資格が呼ばれていたのである。旧入管法4条1項4号が規定する在留資格（現行法の在留資格「短期滞在」に相当）の場合、4-1-4と呼ばれるという具合である。

各在留資格の名称を定めた平成元年改正入管法は、各在留資格の名称を定めただけではなく、「投資・経営」「技術」などに相当する従来の在留資格に修正を加えより整備すると同時に、末尾の一覧表のとおり、「人文知識・国際業務」「企業内転勤」など10の在留資格を新設した。新設された在留資格のなかには、平成元年改正前から「法務大臣が特に在留を認める者」（旧入管法施行規則2条3号）として、運用上その在留が認められていた、①永住者等の家族で同居を目的とするもの（「永住者の配偶者等」に相当）、②語学教師等、特に本邦で就職することを認められた者（「人文知識・国際業務」などに相当）、③各種学校の生徒などの者（かつての「就学」、現行の「留学」に相当）として行う在留資格などが含まれる。今回は、平成元年改正入管法によって、修正・新設されたこれらの在留資格の一部をご紹介します。かつての在留資格を知ることにより、現行法の在留資格を立体的に把握していただきたい。

1. 従来の在留資格を修正したもの

（1）在留資格「投資・経営」（旧称「4-1-5」）

平成元年改正入管法以前は、4条1項5号で「本邦で貿易に従事し、又は事

業若しくは投資の活動を行おうとする者」と規定され、“4－1－5”と呼ばれていた。平成元年改正の際、活動類型がより具体的に記載されると同時に、部長などの管理職としての活動に付与される「事業の管理に従事する活動」が新たに加えられた。

（２）在留資格「技術」（旧称「4－1－12」）

平成元年改正入管法以前は、4条1項12号で「産業上の高度な又は特殊な技術又は技能を提供するために本邦の公私の機関により招へいされる者」と規定され、“4－1－12”と呼ばれていた。平成元年改正により、「産業上の高度な又は特殊な」という要件がなくなったので、その該当する範囲は大幅に拡大された。

また、平成元年改正前においては「本邦の公私の機関により招へいされる」ことで足りたものが、「本邦の公私の機関との契約」が求められるようになった。このように「本邦の公私の機関」は、単なる招へい主体から、契約当事者としての適格性が求められるようになったのであるが、民間企業に加えて、独立した機関として活動する外国法人の支店、支社もそれに該当するという、平成元年改正前の「本邦の公私の機関」の解釈は、改正後もそのまま維持された。その結果、外国法人の支店で就労する場合には「法人格のない支店との契約」が求められるという奇異な現象が発生した。この点、入国管理今昔4号5号で言及したとおり、平成16年2月17日、法務省入国管理局は、従来の解釈を変更し、日本に支店や事務所を設置している外国法人は「本邦の公私の機関」に当たるとの解釈を明らかにした（平成16年2月17日付法務省入国管理局入国在留課事務連絡）。

（「本邦の公私の機関」をめぐる入管運用上の混乱）

外国会社の日本支店と「本邦の公私における機関」については、平成16年2月17日付法務省入国管理局入国在留課事務連絡の存在にもかかわらず、法務入国管理局の内規である入国在留審査要領は、その後もつぎのように規定するなど現場の運用が混乱している。

□平成20年9月時点の入国在留審査要領

「本邦の公私の機関には、（中略）外国法人の支店、支社等も含まれる。」（「就労資格関係全般事項」に係る部分）

「本邦の公私の機関には、（中略）本邦に事務所、事業所を有する外国法人も含まれる。」（「技術」に係る部分）

「本邦の公私の機関には、独立した機関として活動する外国法人の支店・支社等も含まれる。」（「人文知識・国際業務」に係る部分）

□平成25年9月時点の入国在留審査要領

「本邦の公私の機関には、（中略）会社、公益法人等の法人のほか、任意団体（ただし、契約当事者としての権利能力はない。）も含まれる。また、本邦に事務所、事業所等を有する外国の国、地方公共団体（地方政府を含む）、外国の法人等も含まれる。」

（３）「日本人の配偶者等」

平成元年改正入管法以前は、４条１項１６号が「前各号に規定する者を除くほか、法務省令で特に定める者」としていたところ、法務省令である当時の入管法施行規則２条１号が「日本人の配偶者又は子」をその「特に定める者」として規定していた。このようにかつては「日本人の配偶者等」は省令によって規定されているに過ぎなかったのである。

現行法では、単に「日本人の子」とはせず、「日本人の子として出生した者」と規定しているので、外国人の出生後にその父又は母が日本国籍を取得した場合は、当該外国人は「日本人の子」ではあるが、日本人の子として出生していないので「日本人の配偶者等」には該当しない。この点、親のみが帰化して日本国籍を取得した場合、その実子が未成年・未婚であれば、「定住者」への在留資格変更が認められる可能性があるが、そうでない場合、親が日本人という理由で在留資格を取得することはできないので注意が必要である。親が日本国籍を取得した当時は学生として「留学」の在留資格を保有しているので、自らの在留資格について切実な問題はないが、親の日本国籍取得と同時に「定住者」へ在留資格を変更していなかったため、大学卒業時に在留資格の問題に直面するケースが少なくない。

２．新設された在留資格

（１）「人文知識・国際業務」

平成元年改正入管法において、我が国の国際化の進展に対応し、文科系の分野の専門的知識を必要とする業務に従事する外国人、及び外国人特有の感性を

必要とする業務に従事する外国人を受け入れるために新設された。申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合、現行の基準省令（上陸許可基準）は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを求めるのに対して、平成元年改正時点の基準省令は、月額２５万円以上の報酬を受けることを要件としていた。

平成元年改正以前は、４条１項１６号が「前各号に規定する者を除くほか、法務省令で特に定める者」としていたところ、法務省令である当時の入管法施行規則２条３号が、その「法務省令で特に定める者」として「法務大臣が特に在留を認める者」と規定していた。当時の運用上、語学教師など現行の「人文知識・国際業務」に該当する者が「法務大臣が特に在留を認める者」とされていたが、このような者が行う活動を独立の在留資格として新設したのである。

（２）「企業内転勤」

企業活動の国境を超えた発展に対応し、人事異動により外国の事業所から本邦の事業所に転勤する外国人を受け入れるために新設された。平成元年改正の時点では、現行の基準省令と異なり、「本邦にある事業所の業務に従事しようとする期間が５年を超えないこと」が、基準省令上の要件とされていた。また、「人文知識・国際業務」と同じく、申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、現行の基準省令は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを求めるのに対して、平成元年改正時点の基準省令は、月額２５万円以上の報酬を受けることを要件としていた。

平成元年入管法改正前後の在留資格対照

別 表	(新)在留資格		改正前の在留資格(通称)
Ⅰ－１	１	外交	４－１－１(外交)
	２	公用	４－１－２(公用)
	３	教授	４－１－７(教授)
	４	芸術	４－１－８(芸術・文化)
	５	宗教	４－１－１０(宗教)
	６	報道	４－１－１１(報道)

I - 2	7	投資・経営	4 - 1 - 5 (商用)
	8	法律・会計業務	〔新設 (1)〕
	9	医療	〔新設 (2)〕
	1 0	研究	〔新設 (3)〕
	1 1	教育	〔新設 (4)〕
	1 2	技術	4 - 1 - 1 2 (技術提供)
	1 3	人文知識・国際業務	〔新設 (5)〕
	1 4	企業内転勤	〔新設 (6)〕
	1 5	興業	4 - 1 - 9 (興業)
	1 6	技能	4 - 1 - 1 3 (熟練労働)
I - 3	1 7	文化活動	〔新設 (7)〕
	1 8	短期滞在	4 - 1 - 4 (関東等)
I - 4	1 9	留学	4 - 1 - 6 (留学)
	2 0	就学	〔新設 (8)〕
	2 1	研修	4 - 1 - 6 の 2 (研修)
	2 2	家族滞在	4 - 1 - 1 5 (被扶養者)
I - 5	2 3	特定活動	4 - 1 - 1 6 - 3 (特定の在留資格者)
II	2 4	永住者	4 - 1 - 1 4 (永住)
	2 5	日本人の配偶者等	4 - 1 - 1 6 - 1 (日本人の配偶者等)
	2 6	永住者の配偶者等	〔新設 (9)〕
	2 7	平和条約関連国籍離脱者の子	4 - 1 - 1 6 - 2、法126号第2条第6項の該当者の子
	2 8	定住者	〔新設 (10)〕

以上